

区再編に伴う住所変更手続き

2023年6月
浜松市



2024（令和6）年1月1日、行政区が7区から3区に変わります！

2023(令和5)年12月31日まで

中区
東区
西区
南区
北区(三方原地区*)

北区(三方原地区*以外)
浜北区

天竜区

2024(令和6)年1月1日から

中央区(ちゅうおうく)

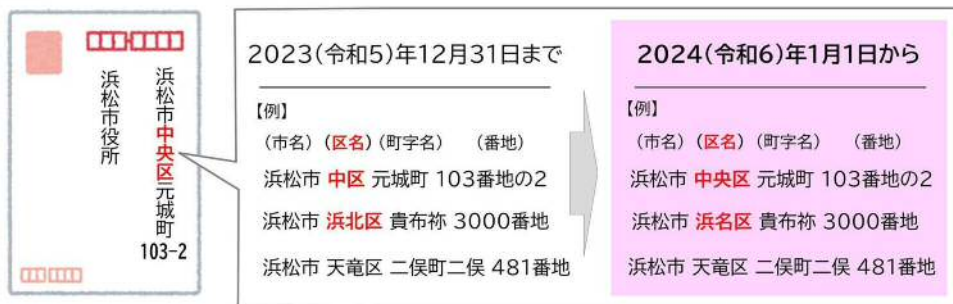
浜名区(はまなく)

天竜区(てんりゅうく)

*三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

- 2023年2月の市議会本会議で、7つある行政区を3区に再編する条例案が議決されました。
- 2024年1月1日から、区の数も3区、区名は南側から中央区、浜名区、天竜区となります。
- 区域は、中央区は現在の中区、東区、西区、南区と北区の三方原地区、浜名区は北区の都田・新都田・細江・引佐・三ヶ日地区と浜北区で構成され、天竜区は区域の変更はありません。

天竜区以外の住所の区名が変わります(町字名・番地は変わりません)



◆ 郵便番号と電話番号は変わりません

◆ 小中学校の通学区域は変わりません

- 区再編に伴い、天竜区以外の住所の区名が変わります。
- 区名以外の町字名・番地は変わりません。
- また、郵便番号と電話番号や小中学校の通学区域も変わりません。

区名の変更に伴う住所変更手続き

戸籍・住民票など、市の窓口で取り扱う業務

⇒住所変更の手続きは不要です。

(国保の保険証などは、そのまま使用できます。)

自動車運転免許証など、市の窓口以外で取り扱う業務

⇒ほとんどのものが住所変更の手続きは不要です。

※一部必要な場合があります。

- 戸籍・住民票など、市の窓口で取り扱う業務については、市民の皆様から住所変更の手続きを行っていただく必要はありません。
- 市役所以外の機関が取り扱う主な業務についても同様ですが、なかには住所変更の手続きが必要な場合がありますので、のちほど詳しくご案内します。

くらしや住まいに関する主なもの

くらし

1. 戸籍・住民票・印鑑登録
2. マイナンバーカード
3. パスポート
4. 自動車運転免許証
5. 電話・電気・ガス
6. 通帳・キャッシュカード
7. 自動車（車検証など）

福祉

8. 年金・健康保険
9. 福祉・保健

住まい

10. 登記

➤ くらしや住まいに関する主なものについて、順番にご案内します。

1. 戸籍・住民票・印鑑登録

取扱機関：市(区)役所



本籍・住所の表示は市で変更しますので、**住所変更の手続きは不要**です。

2024（令和6）年1月4日以降に交付される住民票の写しなどの本籍・住所は、新たな区名となります。
（1月1日から3日までは、交付していません）



ワンポイント

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ（マルチコピー機設置店舗）でも住民票の写しなどを取得できます。また、コンビニ交付でも、本籍・住所の表示は新たな区名となります。

※戸籍の証明書のコンビニ取得は、浜松市に本籍及び住所がある方に限ります

- 1、戸籍・住民票・印鑑登録です。
- 戸籍、住民票、印鑑登録の本籍・住所の表示は、市で変更しますので、住所変更の手続きは不要です。
- 2024年1月4日以降に交付される住民票の写しなどの本籍・住所は、新たな区名となります。マイナンバーカードによるコンビニ交付でも同様です。

2. マイナンバーカード



取扱機関：市(区)役所
各事業者



ほとんどの場合、住所変更の手続きは不要で、そのまま利用できます。

※新しい区名の記載を希望する場合は、2024（令和6）年1月4日以降に手続きができます。

※民間のオンラインサービス・窓口で利用する場合は、手続きが必要となる場合があります。

- 2、マイナンバーカードです。
- ほとんどの場合、住所変更の手続きは不要で、そのまま利用できます。
- 新しい区名の記載を希望する場合は、1月4日以降に手続きができます。
- 民間のオンラインサービスや窓口で利用する場合は、住所変更手続きが必要となる場合があります。個別に手続き先にお問い合わせください。

2. マイナンバーカード



取扱機関：市(区)役所
医療機関など

以下の用途でマイナンバーカードを利用する場合、住所変更の手続きは不要で、そのまま利用できます。

- 住民票の写しなどのコンビニ交付
- 健康保険証
- 市の窓口で身分証明書・本人確認書類として提示
- e-Taxで確定申告書などの作成・提出



- 住民票の写しなどのコンビニ交付や健康保険証、市の窓口で身分証明書として提示、e-Taxでの確定申告などでマイナンバーカードを利用する場合は、そのまま利用できます。住所変更の手続きは不要です。

3. パスポート

取扱機関：市(区)役所

住所等を記入する欄※は、任意で記入する欄のため、住所変更の手続きは不要です。



新たな区名を記入したい場合は、以前の住所（区名）を二重線で消し、欄内に新たな住所を書くことができます。

◆2020年2月4日以降に発行されたパスポートから、住所等を記入する欄(所持人記入欄)は廃止されています。

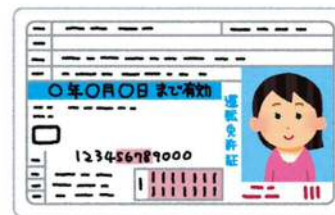
ワンポイント

パスポートの申請・受取などができる施設は、区再編による変更はありません。中区役所(再編後の中央区役所)、浜北区役所(再編後の浜名区役所)、北区役所(再編後の北行政センター)となります。

- 3、パスポートです。
- パスポートに住所等を記入する欄がある場合、この欄は任意記入のため、住所変更の手続きは不要です。
- なお、パスポートの申請・受取などができる施設は、区再編による変更はありません。

4. 自動車運転免許証

取扱機関：各警察署・西部運転免許センター



次回更新時に変更されます。それまでは旧区名の住所のまま使用できますので、住所変更の手続きは不要です。

※更新時よりも前に変更を希望する場合は、管轄の警察署または西部運転免許センターの窓口にお越しください。

- 4、自動車運転免許証です。
- 自動車運転免許証に記載の住所は、次回更新時に変更されます。
- それまでは旧区名の住所のまま使用できますので、住所変更の手続きは不要です。

5. 電話・電気・ガス

取扱機関：各事業者



電話料金請求書の
送付先住所



電気使用者の住所



都市ガス・LPガス
使用者の住所

多くの場合、**住所変更の
手続きは不要で、そのまま
使用できます。**

※**事業者ごとに対応が異なる場合**が
あります。

※**水道・下水道は、住所変更の
手続きは不要**です。

- 5、電話・電気・ガスです。
- 電話、電気、ガスの使用に際して登録した住所について、ほとんどの場合、住所変更の手続きは不要で、そのまま使用できます。

6. 金融（通帳・キャッシュカード）

取扱機関：各金融機関・各郵便局



預金通帳、貯金通帳、キャッシュ
カードは、**ほとんどの場合、住所
変更の手続きは不要で、そのまま
使用できます。**

※**当座預金、融資取引などがある場合**は、
住所変更の手続きが必要となる場合が
あります。
個別の内容については、各機関にお問い
合わせください。

- 6、金融です。
- 通帳、キャッシュカードは、ほとんどの場合、そのまま使用できます。住所変更の手続きは不要です。

7. 自動車検査証、軽自動車届出済証

取扱機関：浜松自動車検査登録事務所
軽自動車検査協会



そのまま使用できます。
住所変更の手続きは不要です。

※記載住所の変更を希望する場合は、以下の機関に申請または届け出が必要です。

- ・普通自動車・小型二輪(251cc以上)・軽二輪(126cc以上250cc以下)
⇒浜松自動車検査登録事務所
- ・軽自動車(三輪・四輪)
⇒軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所

- 7、自動車検査証、軽自動車届出済証です。
- 自動車検査証、軽自動車届出済証は、そのまま使用できます。住所変更の手続きは不要です。

8. 年金

取扱機関：浜松東・西年金事務所

基礎年金番号通知書	
基礎年金番号	X X X X - X X X X X X
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
生年月日	平成 X年 X月 X日
	令和 X年 X月 X日 交付
	厚生労働大臣

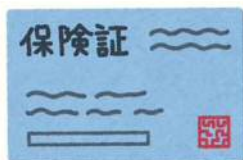
年金について、以下の住所変更届を提出する必要はありません。
住所変更の手続きは不要です。

- ・年金受給権者住所変更届
- ・国民年金被保険者住所変更届
- ・国民年金第3号被保険者住所変更届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届

- 8、年金です。
- 年金受給権者や被保険者として登録している住所の変更届は、提出する必要はありません。住所変更の手続きは不要です。

8. 健康保険

取扱機関：市(区)役所



以下の国民健康保険や後期高齢者医療制度の
保険証などは、そのまま使用できます。
住所変更の手続きは不要です。

【国民健康保険に関するもの】

被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証、標準負担額減額
認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額
認定証、特定疾病療養受療証、被保険者資格証明書、特定
健康診査受診券

【後期高齢者医療制度に関するもの】

被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額
減額認定証、特定疾病療養受療証、健康診査受診券

- 健康保険です。
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度に関する被保険者証、認定証などについては、そのまま使用できます。住所変更の手続きは不要です。

9. 福祉・保健

取扱機関：市(区)役所

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健
福祉手帳はそのまま使用できます。
住所変更の手続きは不要です。



※**手帳に記載の住所を変更したい場合**は、2024(令和6)年1月4日
以降に中央・浜名・天竜区役所(現在の中・浜北・天竜区役所)
または、行政センター(現在の東・西・南・北区役所)の窓口
にお越しください。

- 9、福祉・保健です。
- 身体障害者手帳などの手帳は、そのまま使用できます。住所変更の手続きは不要です。

9. 福祉・保健

取扱機関：市(区)役所

以下の障害福祉サービス等の受給者証や介護保険の保険証などはそのまま使用できます。**住所変更の手続きは不要です。**

障害福祉	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、児童通所サービス受給者証、自立支援医療受給者証（更生医療、精神通院医療）、重度心身障害者医療費助成金受給者証、特別児童扶養手当証書
介護保険	被保険者証、負担割合証、資格者証（暫定被保険者証）、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証



➤ 障害福祉サービス等の受給者証、介護保険の被保険者証などについては、そのまま使用できます。住所変更の手続きは不要です。

9. 福祉・保健

取扱機関：市(区)役所

以下の医療受給者証・手帳などは、そのまま使用できます。**住所変更の手続きは不要です。**



- ・ひとり親家庭等医療費助成金受給者証
- ・児童扶養手当証書
- ・児童入所サービス受給者証、里親登録証
- ・4か月児、10か月児健康診査受診票、乳幼児健康診査精密検査受診票、妊婦(歯科)・産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票
- ・母子健康手帳、養育医療券
- ・自立支援医療受給者証（育成医療）
- ・浜松市特定医療費（指定難病）受給者証
- ・浜松市小児慢性特定疾病医療受給者証

➤ 医療費の受給者証や健診票、母子健康手帳などについては、そのまま使用できます。住所変更の手続きは不要です。

9. 福祉・保健

取扱機関：市(区)役所

以下の医療費受給者証は、そのまま使用できます。住所変更の手続きは不要ですが、2024年1月1日以降に、自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください。

- ・乳幼児医療費受給者証
- ・小・中・高校生世代医療費受給者証

乳幼児医療費受給者証

住所欄: 浜松市中区元城町103番地の2 市置元城地組3-401

中央区

- 乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証は、そのまま使用できますが、2024年1月1日以降に、ご自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください。

10. 登記

取扱機関：静岡地方法務局浜松支局



不動産登記記録表題部の所在は、法務局で変更しますので、住所変更の手続きは不要です。

- ① 不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所
- ② 不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所

※①、②の住所はそのままでも差し支えありませんが、**①の登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。**

- 10、登記です。
- 不動産登記記録表題部の所在は、法務局で変更しますので、住所変更の手続きは不要です。
- また、所有者、抵当権者、仮登記権利者などの住所や、登記識別情報、権利書の住所はそのままでも差し支えありません。

そのほかの区再編に伴う住所変更手続き
については、市ホームページをご覧ください。

市HP ▶ 区再編 🔍 検索



- そのほかの区再編に伴う住所変更手続きについては、市ホームページをご覧ください。